新型コロナウイルス感染症対策

令和2年3月25日版　首相官邸ホームページより

新型コロナウイルスお役立ち情報

首相官邸ホームページでは、新型コロナウイルスに関するお役立ち情報を更新中です。
ご自分や家族の感染が疑われたときの対応や、臨時休校に関する状況や児童生徒への支援、マスク、消毒液、トイレットペーパーの供給状況などの情報が掲載されています。是非ご活用ください。

詳しくは▼

関係省庁お役立ち情報　検　索

税や手続きの延長

1. **申告書等税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限**などが**4月16日(木)までに延長**されています。
2. 新型コロナウィルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、**国税を納付期限までに納められない場合、猶予される場合があります。**

詳しくは▶ **船橋税務所 *047-422-6511***

法務局へいかなくても、**オンラインや郵送で登記・供託の申請**や**登記事項証明書・印鑑証明書等の取得・閲覧**ができます。

詳しくは▶ **一般財団法人 民事法務協会 *0570-020-220***

自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、**全国一律に令和２年４月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長**します。

詳しくは▶ **関東運輸局習志野自動車検査登録事務所 *050-5540-2024***

免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、**運転免許センターや警察署等に申し出ていただく**ことで、**更新期限後であっても3か月間は運転が可能**になります。※この期間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～3月31日までの間である方

免許証の更新期限が過ぎてしまった方

更新期限までに更新手続を行うことができず運転免許を失効させた場合には、**運転免許の失効から最長３年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内**であれば、**学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能**です。また、この場合、通常の再取得に必要な手数料から減額されますので、手続の際に係員へお申し出ください。

詳しくは▶　**千葉県警察本部 *043-201-0110***

国民の健康と安全を守ることを何よりも最優先に！　衆議院議員 木村 てつや

千葉県船橋市湊町 1-2-21-201　TEL.047-433-3088　自由民主党千葉県第四選挙区支部　支部長／衆議院議員 木村哲也【討議資料】

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの【密】を避けましょう！

①換気の悪い密閉空間

＋

②多数が集まる密集場所

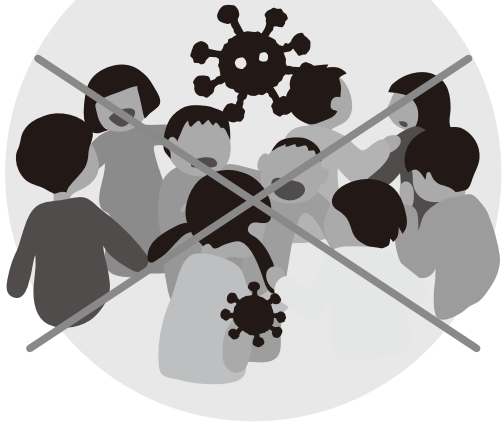

＋

③間近で会話や発声をする密接場面

＝

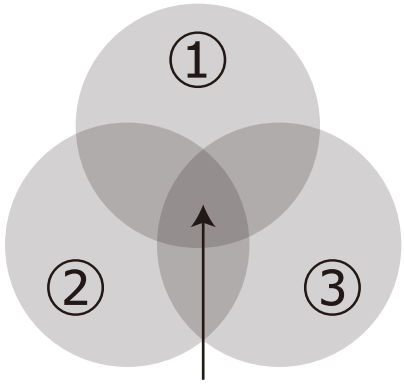

３つの条件が揃う場所が
クラスター発生のリスクが高い

新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター（集団）の発生を防止する**ことが重要です。
イベントや集会で３つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。
※3 つの条件のほか、**共同で使う物品には消毒**などを行ってください。

感染を拡大させないために

手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

咳エチケット

くしゃみや咳が出るときは飛にウイルスを含んでいるかもしれません。ほかの人に移さないために、咳エチケットを心がけましょう。

一人ひとりが今すぐできる対策を

千葉県船橋市湊町 1-2-21-201　TEL.047-433-3088　自由民主党千葉県第四選挙区支部　支部長／衆議院議員 木村哲也【討議資料】